

「第262回判例・事例研究会」

日 時	平成30年7月4日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

【判例】

事件の表示	事 件 名 国家賠償請求事件 管轄裁判所 最高裁判所 判 決 平成17年12月8日 判決
判 旨	<p>「勾留されている患者の診療に当たった拘置所の職員である医師が、過失により患者を適時に外部の適切な医療機関へ転送すべき義務を怠った場合において、<u>適時に適切な医療機関への転送が行われ、同病院において適切な医療行為を受けていたならば、患者に重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されるときは、国は、患者が上記可能性を侵害されたことによって被った損害について国家賠償責任を負うものと解する。</u>」</p> <p>「東京拘置所においては、上告人（患者）の症状に対応した治療が行われており、そのほかに、上告人を速やかに外部の医療機関に転送したとしても、上告人の後遺症の程度が軽減されたというべき事情は認められないのであるから、上告人について、速やかに外部の医療機関への転送が行われ、転送先の医療機関において医療行為を受けていたならば、上告人に重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されたということはできない。そして、本件においては、上告人に重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されたということができない以</p>

	<p>上、東京拘置所の職員である医師が上告人を外部の医療機関に転送すべき義務を怠ったことを理由とする国家賠償請求は、理由がない。」</p>
<p>解 説</p>	<p>不法行為に基づく損害賠償請求には、原則として行為と結果との間の相当因果関係の証明が求められ、当該証明がなされない場合には、たとえ違法行為があったとしても損害賠償請求は認められない。</p> <p>しかし、医療過誤の分野において、適切な医療行為がなされなかった場合において、相当因果関係の証明がなされなかったケースを救済すべく、平成12年9月22日最高裁判決は、過失（医療ミス）と結果との間の因果関係が証明されなくても、<u>適切な医療行為がなされていれば患者が死亡時点においてなお生存していた相当程度の可能性（後遺症事案では後遺症が残らなかった相当程度の可能性）が認められる場合には、不法行為による損害賠償責任が成立する</u>とし、いわゆる「相当程度の可能性」という新たな法的利益を作出し、一定の救済を図った。なお、この場合において認められる損害賠償額は数百万円である。</p> <p>平成17年12月8日判決は、上記理論を採用しつつも、患者に適切な医療行為がなされていたとしても、<u>後遺症が残らなかった相当程度の可能性（死亡事案でいえば当該死亡時点においてなお生存していた相当程度の可能性）すら</u>ない場合には、賠償責任は発生しないことを明確にしたものと解釈される。</p> <p>ただし、同判決には反対意見が付されており、議論の余地は残されているところである。</p>